

## 第2回 宇都宮市民遺産会議

### 次 第

日 時:令和3年1月29日(金)  
午後3時30分～午後5時15分  
場 所:宇都宮市役所14階 14B 会議室

#### 1 開 会

#### 2 会議の公開・非公開の決定

#### 3 報告事項

(1)第1回宇都宮市民遺産会議議事録の確認について……………【資料1】

(2)現地における意見聴取の開催について……………【資料2】

#### 4 協議事項

(1)宇都宮市民遺産(「みや遺産」)の認定について……………【資料3, 別紙1・2】

#### 5 その他

(1)「みや遺産」ロゴマークについて……………【資料4】

#### 6 閉 会

宇都宮市民遺産会議 名簿

氏 名	所 属	備 考
高橋 俊守	宇都宮大学地域デザイン科学部教授	学識経験者
三橋 伸夫	宇都宮大学 名誉教授	学識経験者
大澤 慶子	文星芸術大学 准教授	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 絵画・彫刻・工芸品・書跡
大嶽 浩良	栃木県歴史文化研究会 顧問	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 歴史資料
岡田 義治	栃木県建築士会 名誉会長	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 建造物
小川 聖	宇都宮伝統文化連絡協議会 副会長	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 無形文化財・民俗文化財
橋本 澄朗	栃木県考古学会 顧問	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 考古資料・史跡
林 光武	栃木県立博物館 学芸部長兼自然課長	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 天然記念物
小松 俊雄	宇都宮伝統文化連絡協議会 理事	歴史文化関係団体
安藤 正知	NPO 法人宇都宮まちづくり市民工房 理事長	まちづくり関係団体
野沢 恭久	宇都宮商工会議所 地域振興部 次長	まちづくり関係団体
樺沢 修	株式会社下野新聞社 編集局くらし文化部長	報道機関

【事務局】

宇都宮市教育委員会事務局 文化課

山口達雄課長, 今平利幸文化財活用推進担当主幹, 高橋善行課長補佐

文化財保護G 前原義之係長, 清地良太総括, 近藤真指導主事, 高栖良子主任主事

## 現地における意見聴取の開催について

### ◎趣旨

申請案件No.8「田野町の八坂神社天王祭花屋台巡行行事と伝統年中行事」について、第1回市民遺産会議の議事に基づき、現地における意見聴取を開催したことから、その開催概要を報告するもの

### 1 概要

#### (1)開催日時

令和2年12月21日(月) 9:30~12:00

#### (2)対象案件

申請案件No.8「田野町の八坂神社天王祭花屋台巡行行事と伝統年中行事」

#### (3)参加者

小川 聖 委員(学識経験者・文化財保護審議委員会委員(無形文化財・民俗文化財))

【事務局】 山口文化課長・今平文化財活用推進担当主幹・清地総括

#### (4)現地案内

田野伝統年中行事保存会 会長 菊地 重栄 (申請者)

### 2 現地確認内容

申請案件No.8「田野町の八坂神社天王祭花屋台巡行行事と伝統年中行事」については、11種の民間信仰で構成されるものであり、対象物の現地確認を行ったほか及び民間信仰の実施形態等に関し申請者からヒアリングを実施した。

#### 【現地確認を実施したもの】

・八坂神社天王祭花屋台巡行行事・八坂神社、大日様、鶏様、水龍様、男体山、星宮神社大祭・星宮神社、権現様、地藏尊祭・阿保原地蔵尊、十九夜様・如意輪観音像、権現様、初午祭・星宮稻荷神社



水龍様



男体山

## 宇都宮市民遺産制度（みや遺産）の認定について

## 1 認定審査に当たっての基本的な考え方について

## (1)認定基準（要綱第5条）

- ・ 資源型の市民遺産として認定するものは、次に掲げる基準の全てを満たすものとする。
  - ① 市民や地域が大切に保存継承してきたものであること。
  - ② 本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を超えて受け継がれているものであること。
- ・ 総合型の市民遺産として認定するものは、前項各号に掲げる基準の全てを満たし、かつ、地域コミュニティの活性化や継承者の育成に資する活動を伴うものとする

## (2)評価の視点について【別紙1】

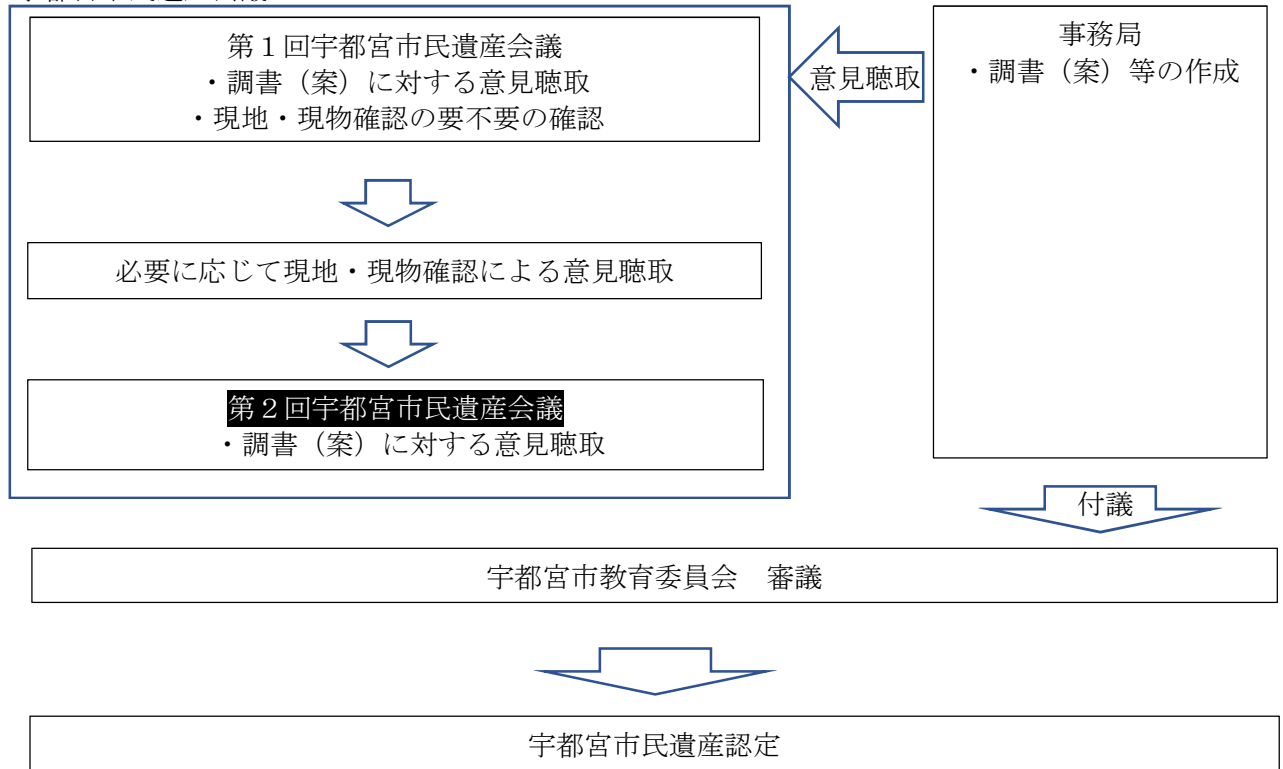
認定基準を基に、さらに具体化した評価の視点により、審査を行う。なお、評価の視点については、要綱第19条で委員会が別に定める、必要な事項として扱う。

## 2 審査及び意見聴取の進め方について

## (1)進め方について

認定における意見聴取については、会議を2回開催するほか、必要に応じて委員による現地・現物確認を依頼する。

## 宇都宮市民遺産会議



### 3 令和2年度認定審査案件の評価（案）について

→「【別紙2】令和2年度 宇都宮市民遺産制度認定審査一覧表」及び「令和2年度宇都宮市民遺産 調書」のとおり

### 4 今後のスケジュール

令和3年2月17日 宇都宮市民遺産制度認定（教育委員会で認定）

2月22日 認定証交付式

4月～ 補助事業等を開始

## 認定基準に基づく具体的な評価の視点

## 【評価の視点】

基準	評価の視点	評価内容	総 合 型	資 源 型
<b>① 歴史文化資源の価値</b>				
【要綱第5条】 本市の歴史的経緯や 地域の風土に根ざ し、世代を超えて受 け継がれているもの であること	・本市の歴史的経緯	・本市の歴史的経緯に根ざす資源であるか。 →エイトストーリーとの関連性などを評価	●	●
	・地域の風土	・地域の風土に根ざす資源である。	●	●
	・世代を超えた継承	・地域内で世代を超えて継承されてきたものか。 ・概ね50年が経過した資源であるか。 <small>(1世代を概ね25年と捉え、2世代が継承した状況を想定して50年とする。)</small>	◎	◎
現物、本物であるこ と	・現物、本物である こと	・歴史文化資源が現物・本物であること。 ※時代考証のもと復元・修復されたものは可。	◎	◎
<b>② 地域の愛着・親しみ</b> （市民や地域に愛され、親しまれている歴史文化資源であること） ・資源を取り巻く人々の意思・想い ・個人の想いではなく、地域の人々の想いであること。				
【要綱第5条】 市民や地域が大切に 保存継承してきたも のであること。	・市民や地域による 継承の状況	・これまでの保存継承活動の内容 →継承を目的とした活動が行われているか。 →活動は一過性でなく、継続性があるものか。	◎	◎
	・地域の意思	・地域ビジョンや自治会活動計画等へ位置付けされているか。	○	○
	・管理状況	・市民や地域の手で保存管理等をされてきたものか。	○	○
<b>③ 活動の内容</b>				
【要綱第5条】 地域コミュニティの 活性化や継承者の育 成に資する活動を伴 うものであること	・歴史文化資源を核 とした活動である こと	・歴史文化資源を保存活用する活動となっていること。	◎	—
	・地域コミュニティ の活性化に資する 活動であること	・提出された活動計画が地域コミュニティの活性化に資するも のとなっていること。	●	—
	・歴史文化を継承す る人材育成に資す る活動であること	・提出された活動計画が歴史文化を継承する人材育成に資する ものとなっていること。	●	—

※ ◎は必須項目、●はいずれか一つが必須、—は対象外  
○は必須ではないが備えることが望ましい項目

令和2年度 宇都宮市民遺産制度認定審査（案）

調査No.	タイプ	名称	概要	評価の視点							総合評価				
				①歴史文化資源の価値			②地域の愛着・親しみ			③活動の内容					
				歴史的経緯	地域風土	世代継承	現物本物	継承状況	地域ビジョン等	管理状況		活動	コミュ活性化	人材育成	
				●	●	◎	◎	◎	○	○	◎	●	●		
1	総合型	旧埴田村からの伝統的行事「おかりや」	埴田須賀神社天王祭の期間中に神輿の安息処を設け、6日5晩守り続ける伝統行事。江戸末期から。		●	◎	◎	◎	○	○	◎	●	●	本遺産は、江戸時代から続く、世代を超えて受け継がれているもので、申請者と旧埴田村に關係する14町民が協力して行う、地域の人々に親しまれている行事である。また、地域コミュニティの活性化等に資する活動が今後も計画されている。	適
2		徳次郎智賀都神社例大祭付け祭り	智賀都神社の例大祭に合わせて3年に1度行われる付け祭り。彫刻屋台が巡行。屋台は市指定文化財。	●	●	◎	◎	◎	○	○	◎	●	●	本遺産は、江戸時代から続く、世代を超えて受け継がれているもので、各地域団体からなる実行委員会により付け祭りが行われ、地域の人々に親しまれている行事である。また、継承者育成に資する活動が今後も計画されている。	適
3		徳次郎智賀都神社冬渡祭行事	毎年12月14日に行われる神輿渡御行事。六町会を一周（約8キロ）する。		●	◎	◎	◎	○	○	◎	●	●	本遺産は、江戸時代から続く、世代を超えて受け継がれているもので、地域が一体となり注連縄作りを行うなど、地域の人々に親しまれている行事である。また、継承者育成等に資する活動が今後も計画されている。	適
4		旧仮本陣芦谷家建物・高麗門	雀宮宿の仮本陣。文久2（1862）年の建物。芦谷家は江戸時代の名主と問屋をつとめた。市認定建造物。	●		◎	◎	◎	○	○	◎	●	●	本遺産は、江戸時代に建てられた、本市の歴史的経緯を象徴するもので、地域の人々の交流の場として利用されている建物である。また、地域コミュニティの活性化等に資する活動が計画されている。	適
5		大塚古墳・大ジノ古墳群	戸祭大塚古墳は、古墳時代後期の大型円墳であり、隣接する大ジノ古墳群は6世後期～7世紀前期に築造された古墳群（9基）大塚古墳は県指定文化財	●		◎	◎	◎	○	○	◎	●	●	本遺産は、古墳時代に造られた、本市の歴史的経緯を象徴するもので、地元有志による下草刈等が行われ、地域の宝として大切にされている古墳群である。また、地域コミュニティの活性化等に資する活動が計画されている。	適
6		新石町火焰太鼓山車 南新町桃太郎山車	二荒山神社菊水祭で巡行した山車 弘化2（1845）年の製作とみられる。 明治41（1908）年に製作された。	●		◎	◎	◎	○	△	◎	●	●	本遺産は、江戸時代から続く菊水祭で巡行する、本市の歴史的経緯を象徴するもので、申請者や西原地区の住民が一体となって巡行を行う等、地域で親しまれている山車である。また、地域コミュニティの活性化等に資する活動が計画されている。	適
7		白沢宿のまちなみ	奥州街道の第1宿の宿場町としてまちなみ	●		◎	◎	◎	○	○	◎	●	●	本遺産は、江戸時代の白沢宿の景観を感じさせる、本市の歴史的経緯を象徴するもので、各種団体が一体となり『宿場祭り』を行うなど、地域の人々に親しまれている景観である。また、地域コミュニティの活性化等に資する活動が計画されている。	適
8		田野町の八坂神社天王祭花屋 台巡行行事と伝統年中行事	田野町の八坂神社天王祭において行われている花屋台巡行行事と、田野町で継承されている10種類の民間信仰を群として申請するもの。		●	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	●	●	本遺産は、江戸時代から続く、世代を超えて受け継がれているもので、11の行事を田野町の住民が一体となって行う、地域の人々に親しまれている行事である。また、地域コミュニティの活性化等に資する活動が計画されている。
9	資源型	エソジマモチ（江曾島糯）	県内で栽培された陸稲。宇都宮市で明治時代に誕生したオリジナル農作物品種。		●	×	◎	◎	◎	○	○	○	○	地域風土に根ざす資源と考えることができるが、世代を超えて保存継承されてきたものとは判断できず、宇都宮市民遺産の基準を満たすものとは認められない。	
10		上横倉の獅子舞	富屋地区上横倉町に伝わる関白流獅子舞。市指定文化財。	●	●	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	本遺産は、江戸時代から続く、世代を超えて受け継がれているもので、地域住民が一体となって継承し、親しまれている伝統行事である。	適

※ ◎は必須項目、●はいずれか一つが必須、-は対象外、○は必須ではないが備えることが望ましい項目

## 「みや遺産」ロゴマークについて

### ◎ 趣旨

「みや遺産」の情報発信等に使用するロゴマーク（案）を作成したことから、ご意見をいただくもの。

#### 1 目的

- ・宇都宮市民遺産制度「みや遺産」の認知度向上
- ・認定された「みや遺産」の統一感の演出
- ・認定団体の保存活用に係るモチベーションの向上

#### 2 使用のイメージ

ロゴマークは、市及び認定団体が使用できるものとする。

##### (1)市による使用例

- ・認定証のデザイン
- ・広報紙や市ホームページなどでの情報発信
- ・宇都宮市民遺産制度の募集案内等

##### (2)認定団体による使用

- ・認定された「みや遺産」の解説看板
- ・認定団体が行うパンフレット作成などの広報活動・周知活動

#### 3 ロゴマーク（案）について

基本的な考え方をもとに3案を作成した。市民遺産会議の意見を踏まえ、事務局において、3案の中から1案に絞り込みを行い、必要に応じてデザイン修正を行う。

##### (1)基本的な考え方

- ・宇都宮市民遺産制度の精神を表現するデザイン
- ・愛称である「みや遺産」とセットで利用することを想定

#### 4 今後のスケジュール

令和3年1月29日	第2回宇都宮市民遺産会議で意見聴取
2月上旬	デザインの修正
2月17日	教育委員会においてロゴマークを決定
2月22日	認定証交付式
	→ロゴマークを使った認定証を認定団体に交付